

海田町 高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 【概要版】

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度



令和3年3月
広島県海田町

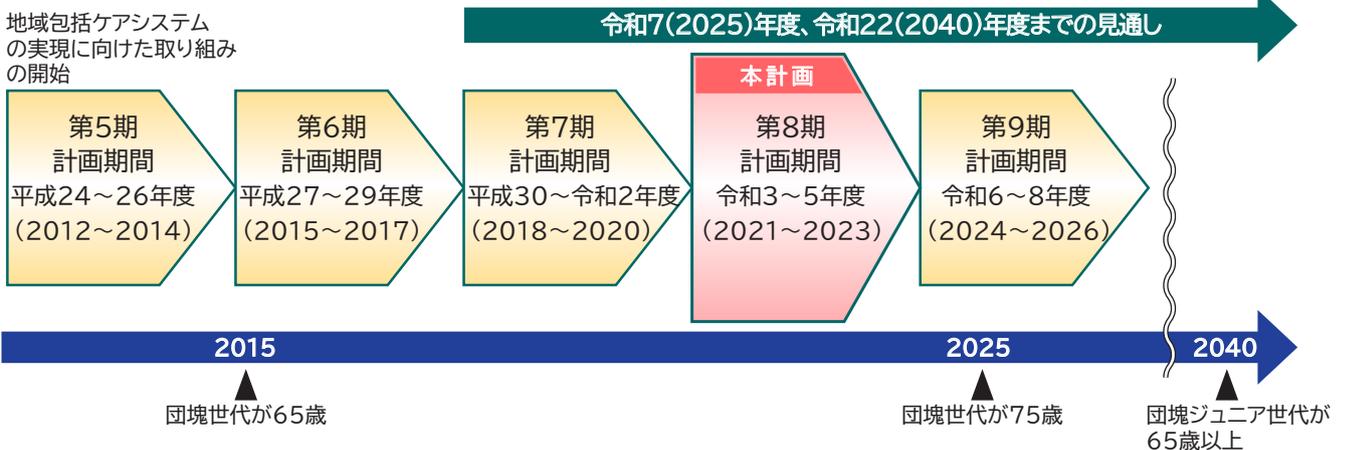
1 計画策定の趣旨

介護保険事業計画は、介護保険法に基づく計画で、「3年を1期」として策定することとされています。また、「老人福祉計画(高齢者福祉計画)と一体のものとして作成」することが規定されています。

「海田町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下「第8期計画」といいます。)は令和7(2025)年度と令和22(2040)年度を見据えた計画とし、「海田町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の基本理念を引き継ぐとともに、「地域包括ケアシステムの充実」、「介護予防施策の推進」、「認知症施策の推進」など、「持続可能な介護保険制度の運営」を確立する中で、高齢者が生きがいを感じ、安心して生活を続けることができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える社会の確立に向けた取り組みを進めていきます。

2 計画の期間

第8期計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年度と団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年度を見据えつつ、令和3(2021)年度を初年度とする令和5(2023)年度までの3か年計画です。



3 日常生活圏域

第8期計画における日常生活圏域は、海田町全域(1圏域)とします。

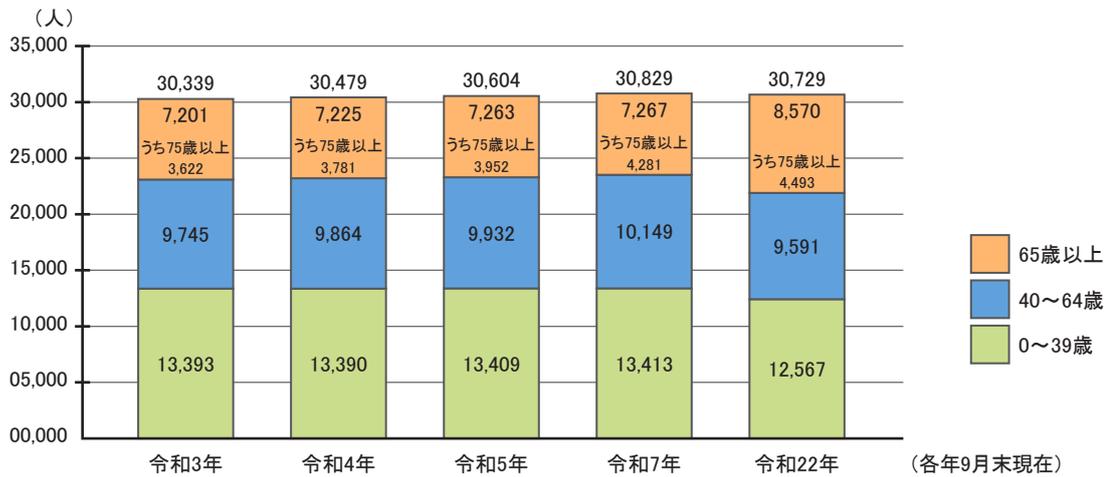


4 高齢者等の現状

海田町における今後の人口について、住民基本台帳により推計をした場合、第8期計画の最終年度の令和5(2023)年には30,604人、令和7(2025)年には30,829人、令和22(2040)年には30,729人と推計されます。

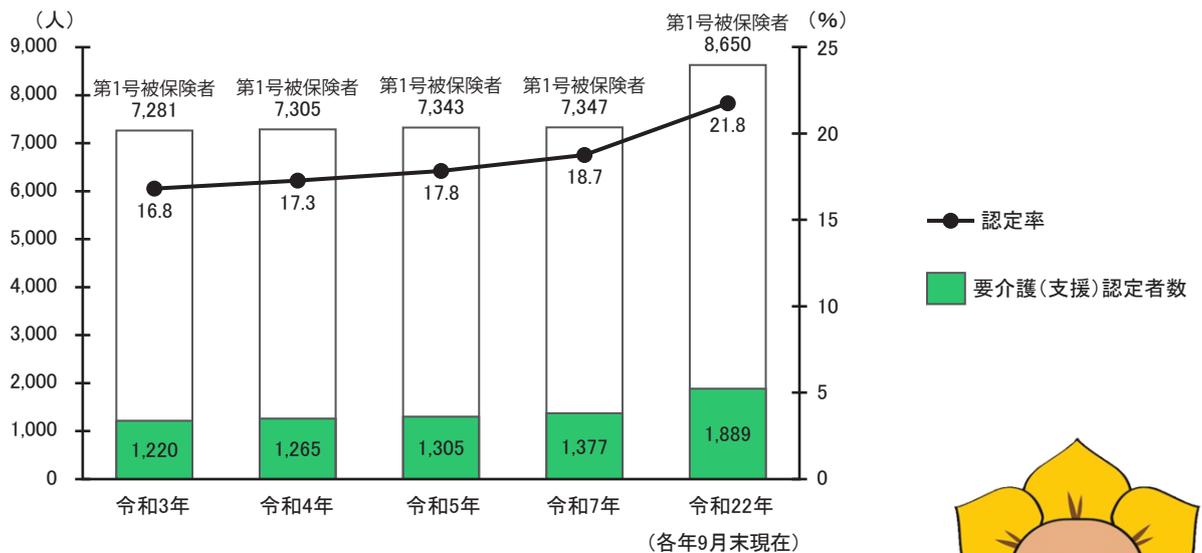
年齢構成をみると、65歳以上人口は微増で推移すると推計され、高齢化率は、令和22(2040)年には27.9%となり、令和2(2020)年の23.9%よりも4.0%の増加となっています。

海田町の推計人口



要介護(支援)認定者(第1号被保険者)の総数は、令和5(2023)年には1,305人と増加を続け、介護給付費及び地域支援事業費の増加につながるようになります。また、令和22(2040)年には、要介護(支援)認定者の総数は1,889人になることが予想されます。

被保険者数と要介護(支援)認定者数 (第1号被保険者)



町花ひまわり
PRキャラクター
ヒマ太君

5 第8期計画の主要課題

海田町における高齢者の動向と将来推計、介護保険・高齢者福祉施策の実施状況及びアンケート調査結果などを踏まえ、主な計画の課題を以下のように整理・設定します。

課題 1 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、高齢者が様々な問題を気軽に相談でき、また、地域の関係機関等が連携して、高齢者を総合的にケアできる体制を整備する必要があります。

特に、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年度、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22(2040)年度を見据え、たとえ、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実させていく必要があります。

課題 2 介護予防施策の推進

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く健康で自立した生活が送れるよう、健康の維持とフレイル予防及び介護予防に取り組むとともに、要介護状態等の軽減や悪化の防止を図る必要があります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業を効果的に行うため、両事業を一体的に実施する必要があります。

課題 3 認知症施策の推進

高齢者数の増加に伴い、加齢による認知症高齢者の増加が見込まれることから、関係機関が連携して早期診断・早期対応に努め、認知症に対応したサービスの強化を図る必要があります。

また、認知症に関する相談窓口の周知や認知症に関する知識の普及と理解、相談・見守り体制の充実、権利擁護などの認知症高齢者対策を推進することが求められています。

課題 4 社会参加と生きがいづくり

高齢者が生きがいを持って暮らせるように、高齢者の社会参加、就労を促進する必要があります。

海田町にはシルバープラザ、福祉センター、老人集会所などの活動の場があり、自治会、老人クラブ、シルバー人材センターなどによって高齢者の力が発揮されていますが、高齢者が支えられる側から支える側として活動できる場づくりに取り組み、さらなる社会参加や生きがいづくりに努める必要があります。

課題 5 災害・感染症対策の推進

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、災害時における高齢者の安全の確保に努める必要があります。

また、高齢者及び介護事業所に対し、新興感染症を含む感染症の感染拡大防止を図る必要があります。

6 基本理念

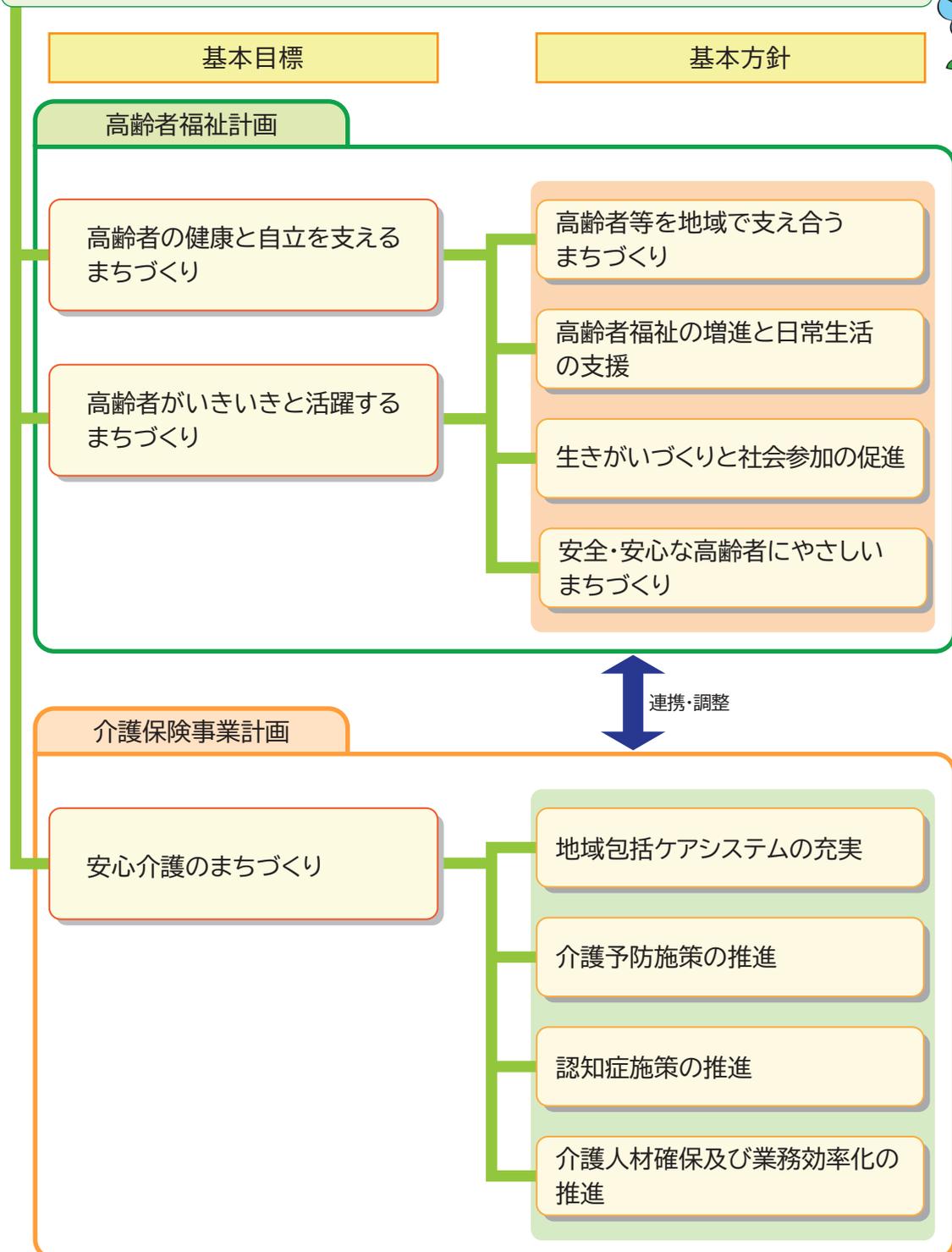
第8期計画では、「高齢者の健康と自立を支えるまちづくり」、「高齢者がいきいきと活躍するまちづくり」、「安心介護のまちづくり」を基本目標とし、高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念

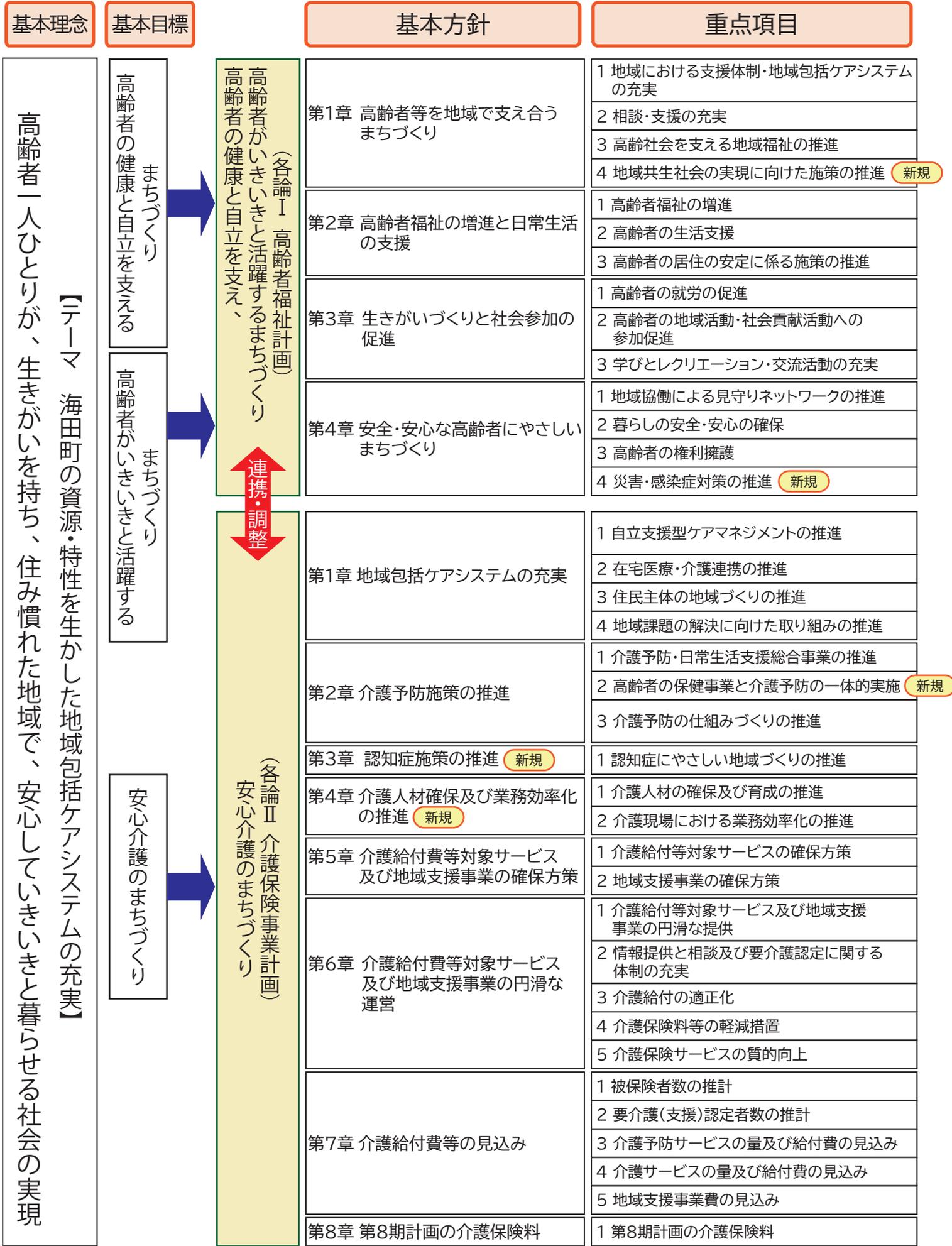
高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会の実現



町花ひまわり
PRキャラクター
ヒマ太君



7 施策の体系



施策の展開

(1)地域包括支援センターを中心とした体制づくり (2)保健・医療・福祉等のネットワークづくり
(1)総合的な相談窓口の充実 (2)地域包括支援センターにおける相談・支援の充実 (3)社会福祉協議会や民生委員・児童委員の相談活動の支援
(1)福祉意識の醸成 (2)地域福祉活動の促進
(1)包括的支援体制の強化 (2)多様な福祉サービスの提供体制づくり
(1)福祉団体の育成 (2)敬老意識の高揚
(1)高齢者の在宅生活の支援 (2)家族介護の支援
(1)バリアフリー化等の促進 (2)養護老人ホームへの入所支援 (3)高齢者向け住宅の供給促進
(1)シルバー人材センターの支援 (2)就労情報等の提供
(1)老人クラブ活動の支援 (2)ボランティア活動の支援 (3)地域活動への参加促進
(1)生涯学習の充実 (2)スポーツ・レクリエーションの振興 (3)交流活動の充実
(1)地域協働の見守り体制の推進 (2)高齢者等の見守り活動の支援と連携 (3)地域包括ケア会議の活用
(1)交通安全対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者行政の推進
(1)権利擁護の普及・啓発 (2)成年後見制度の利用促進 (3)地域福祉権利擁護事業の利用促進 (4)高齢者への虐待防止
(1)災害対策の推進 (2)感染症対策の推進
(1)自立支援型ケア会議の継続的な実施 (2)介護支援専門員等に対する規範的統合 (3)軽度認定者に必要な介護予防に関する支援 (4)高齢者が選択できる取り組みや事業実施に対する支援
(1)地域の医療・介護サービス資源把握と課題の抽出 (2)在宅医療・介護連携支援センターの円滑な運営 (3)在宅医療・介護サービス等の情報共有
(1)共に支え合う地域づくりの推進 (2)地域での居場所づくりの推進
(1)地域ケア推進会議の推進 (2)地域ケア個別会議の推進
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)一般介護予防事業の推進
(1)関係機関等の連携体制の整備 (2)保健事業と介護予防の一体的な取り組みの推進 (3)健康づくりの推進 (4)食育の推進
(1)軽度認定者等に対する支援 (2)高齢者が選択できる介護予防事業の場づくりの推進 (3)地域での居場所づくりの推進 (4)新たな介護予防の仕組みづくりの推進
(1)地域での生活を支援する体制の推進 (2)地域の理解と地域で支え合う連携体制づくりの推進
(1)介護現場における業務仕分けの推進 (2)ICTの活用の推進 (3)在宅医療・介護従事者の人材育成
(1)介護現場革新等の具体的な方策の推進
(1)介護サービスの充実
(1)介護予防・日常生活支援総合事業の充実
(1)介護給付等対象サービスの見込量の確保 (2)地域支援事業費の見込量の確保
(1)情報提供の充実 (2)利用者の意識啓発 (3)相談・受付体制の充実 (4)苦情処理体制の充実 (5)要介護認定に関する体制の充実
(1)要介護認定の適正化 (2)ケアプランの点検 (3)住宅改修, 福祉用具の購入・貸与の点検 (4)医療情報との突合・縦覧点検 (5)介護給付費の通知
(1)介護保険料の軽減措置 (2)介護保険利用者負担の軽減措置
(1)ケアマネジメントの充実 (2)介護保険サービスの評価の推進 (3)サービス事業者の指導・監督
(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)介護予防支援
(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)施設サービス (4)居宅介護支援 (5)給付費合計
(1)介護予防・日常生活支援総合事業 (2)包括的支援事業及び任意事業 (3)地域支援事業費合計
(1)介護保険料の算出 (2)給付費の見込み (3)地域支援事業費の見込み (4)第1号被保険者の介護保険料

8 海田町の主な具体的施策

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会を実現するため、次の施策に取り組んでいきます。

施策1 地域における支援体制・地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その能力に応じた自立した日常生活が営めるよう地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの充実を図り、関係機関や地域団体などが協力・連携し、地域全体で高齢者やその家族を支える体制の充実に取り組みます。

(1) 地域包括支援センターを中心とした体制づくり

- 地域の高齢者の生活状況を的確に把握し、多様化する住民ニーズや課題などに効果的に対応していきます。
- 職員による巡回訪問に加え、民生委員・児童委員をはじめとした地域からの情報提供に対し、迅速かつ継続的に対応していきます。
- 関係機関や地域団体などが幅広く連携できる体制の強化に取り組みます。
- 地域住民の実態把握や総合相談支援業務により地域における個別の高齢者への対応及び地域住民による見守りを行い、引き続き地域の高齢者の動向を踏まえながら、その体制強化に努めていきます。

(2) 保健・医療・福祉等のネットワークづくり

- 町内及び周辺地域の多職種間で連携会議を行い、町域をまたいだネットワークづくりに取り組みます。
- 広島県介護支援専門員協会の海田・坂地域ブロック会と連携し、地域の介護支援専門員の資質向上やネットワーク強化を図ります。

施策2 地域共生社会の実現に向けた施策の推進

新規

制度や分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の構築に取り組みます。

(1) 包括的支援体制の強化

- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談体制」、「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する体制づくりに取り組みます。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備します。

(2) 多様な福祉サービスの提供体制づくり

- 福祉サービスの利用者の相談だけでなく、福祉サービスを提供する事業者などへの相談支援体制を充実するとともに、連携体制を強化することにより、多様な福祉サービスを適切に提供できる環境を整えていきます。
- 地域課題の把握に努め、関係機関で課題解決に向け取り組んでいきます。

施策3 地域協働による見守りネットワークの推進

地域の活動団体などの多様な社会資源を調査するとともに、地域包括ケア会議を活用した地域課題の把握・分析に取り組み、地域包括支援センターを中心とした地域協働の見守りネットワークの充実に努めます。

(1) 地域協働の見守り体制の推進

- 地域包括支援センターを中心とした地域協働の見守りネットワークの必要性や効果、仕組み、役割、取り組み方法などを明確にし、住民や地域の様々な社会資源に対して、見守りネットワークに関する情報提供や普及・啓発を図り、地域の皆で見守り、支えていくネットワークの構築を目指します。
- 海田町高齢者等見守りネットワーク事業に基づき、関係機関からの情報提供等により、ネットワークの充実に努めます。
- 地域包括支援センターを中心とした見守りネットワークにおいては、協力団体間での意識統一と役割の明確化を図るための研修会等を開催するとともに、協力団体の拡充や具体的な対応に向けて取り組みます。また、関係者からの情報提供等を通じ、具体的な支援方法について協議するとともに、新たな支援方法に繋がるネットワークの構築を目指します。

(2) 高齢者等の見守り活動の支援と連携

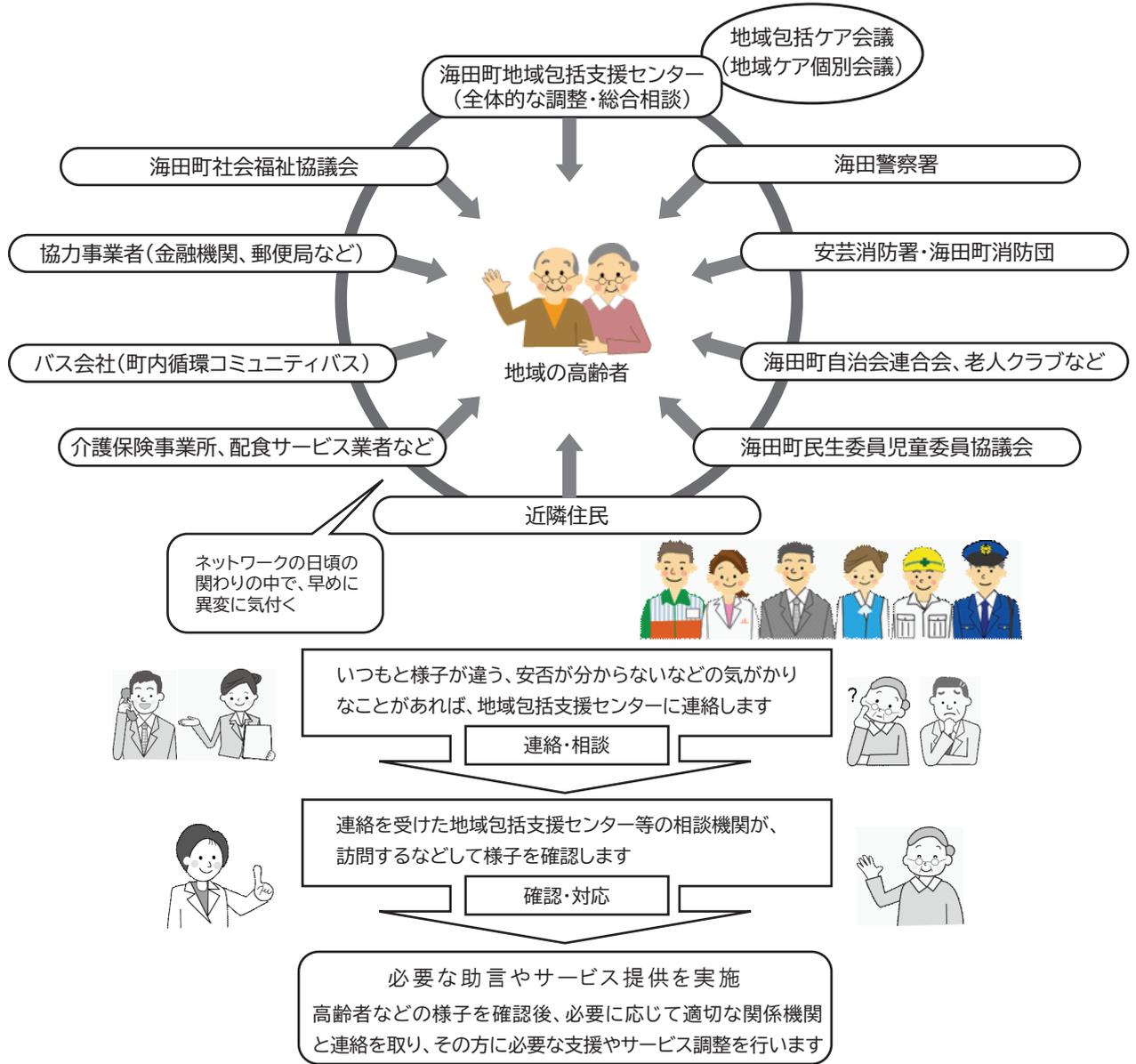
- 民生委員・児童委員と地域を巡回する看護師を配置する地域包括支援センターを中心として見守り活動を連携して行います。
- いきいき百歳体操やサロン活動といった住民主体の通いの場を活用し、情報の収集や提供による支援に取り組みます。

(3) 地域包括ケア会議の活用

- 医療や介護の多職種による個別事例の検討等を行う地域包括ケア会議を通じ、地域支援ネットワークの推進、ケアマネジメント支援、地域課題の把握に取り組みます。



町花ひまわり
PRキャラクター
ヒマ太君



施策4 災害・感染症対策の推進 新規

近年の災害発生状況や、新興感染症を含む感染症の状況を踏まえ、日頃から地域の医療・介護事業所等と連携し、緊急時に高齢者を支援する体制づくりに取り組みます。

(1)災害対策の推進

- 地域住民や防災担当課と連携しながら、避難計画や避難訓練等について普及・啓発を行い、災害時における高齢者の安全確保などの体制づくりを進めます。
- 避難行動要支援者に対する避難支援計画の策定に努めます。

(2)感染症対策の推進

- 日頃から県、保健所、医療機関、介護事業所と連携し、感染症拡大防止策の周知・啓発を行います。
- 介護事業所に対し、マスクなどの感染防護具や消毒液などの物資について、備蓄・調達の支援を行います。また、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務が行えるよう、感染症に対する情報提供や研修等を行います。

施策5 自立支援型ケアマネジメントの推進

自立支援に資するケアマネジメントへの転換促進を目指し、自立支援型ケア会議等の実施を通じ、介護支援専門員に対するケアマネジメント支援を推進します。

(1) 自立支援型ケア会議の継続的な実施

- 高齢者の自立につながるケアマネジメントの推進を目的に、自立支援型ケア会議を継続的に実施します。

(2) 介護支援専門員等に対する規範的統合

- 自立支援型ケアマネジメントを推進するため、海田町が考える「自立」等について周知し、介護支援専門員等の規範的統合を図ります。

海田町が考える「自立」等について

海田町では、介護保険の理念である「できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう支援すること」を実現するために、介護保険のケアマネジメントの平準化及びケアプラン作成者のスキルアップを目的に自立支援型ケア会議を行っています。

海田町では、「自立」、「自立支援」及び「自立支援型ケアマネジメント」を町民、専門職を含めた関係者みんなが共通認識を持つよう次のとおり定義づけました。

○「自立」とは

『高齢者が自分の望む生活を送るために、自分の状況を知り、生きがいや役割を持ち、支援を受けるようになったとしても、心身ともに自分にできることは最大限に努力し、自分らしく生きること』

○「自立支援」とは

『高齢者本人及び本人を取り巻く環境から個人を知り、本人、家族及び近隣住民を含めた支援者で情報を共有し、本人の能力・意欲を最大限に引き出し、自分らしく生活できるよう環境を整えること』

○「自立支援型ケアマネジメント」とは

『「自立支援」の考え方を踏まえ、介護支援専門員等をはじめとする多職種が連携・協働し、高齢者本人の目標が達成できるケアマネジメントに取り組むこと』 ※ここでいう多職種とは：行政や専門職以外の地域住民、ボランティアなども含みます。

(3) 軽度認定者に必要な介護予防に関する支援

- 自立支援型ケア会議を通じ、軽度認定者の状態像や課題を整理し、必要な支援を行っています。

(4) 高齢者が選択できる取り組みや事業実施に対する支援

- 軽度認定者の状態像に応じた必要な施策を検討し、高齢者が選択できる取り組みや仕組みづくりを検討します。

施策6 在宅医療・介護連携の推進

安芸地区医師会等、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を推進します。

(1)地域の医療・介護サービス資源把握と課題の抽出

- 在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう医療・介護の連携を推進します。
- 安芸地区医師会等の関係機関との協議を通じ、「看取り」や「ACPの普及・啓発」などの課題の抽出や、必要な事業実施に繋げる仕組みづくりを推進していきます。

(2)在宅医療・介護連携支援センターの円滑な運営

- 安芸地区医師会や近隣市町と連携し、在宅医療相談支援窓口運営事業の円滑な運営に努めます。

(3)在宅医療・介護サービス等の情報共有

- 医療・介護従事者向けの情報共有ツールの活用方法や具体的な運用等について検討を行います。
- 多職種連携会議を通じ、地域内の事業所間での連携を図ります。

施策7 地域課題の解決に向けた取り組みの推進

地域包括ケア会議により抽出された個別課題から地域課題を導き、政策形成へとつなげる機能を強化していきます。

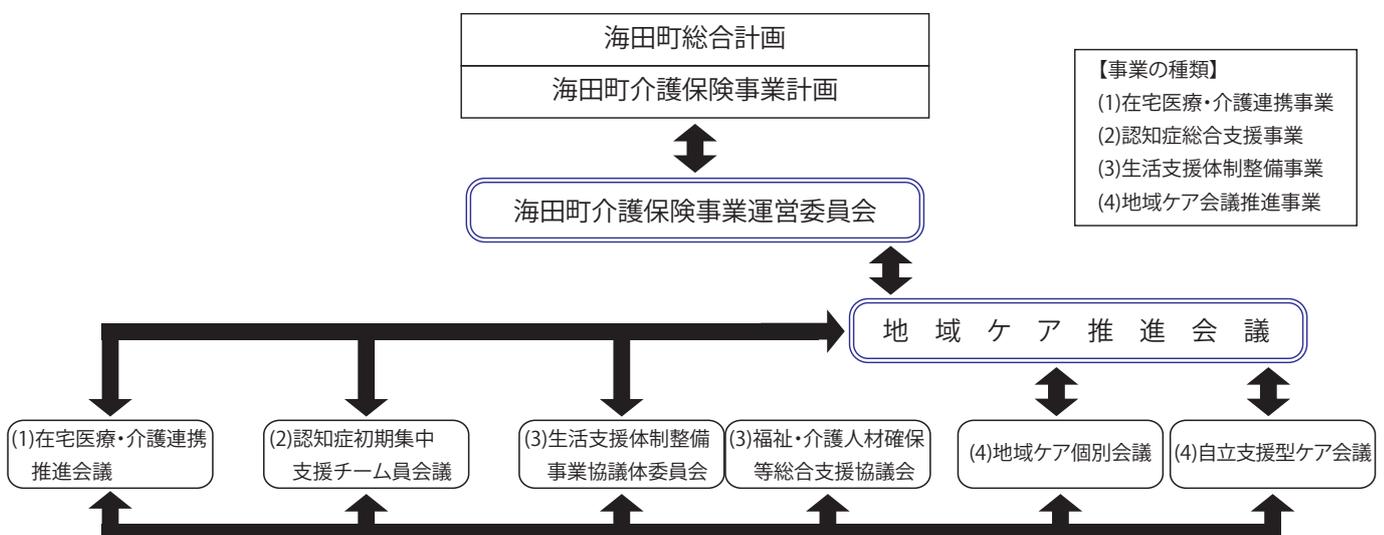
(1)地域ケア推進会議の推進

- 「海田町地域包括ケア会議デザイン図」に位置づけられる会議で抽出された課題に対応し、政策形成につなげるため、地域ケア推進会議を推進します。

(2)地域ケア個別会議の推進

- 地域包括支援センターを中心に、地域ケア個別会議の役割についての周知を行うとともに、地域課題に対するアウトリーチをする仕組みづくりを推進します。

海田町地域包括ケア会議デザイン図



高齢者の健康づくりと介護予防をより効果的に推進するためには、保健事業と介護予防を一体的に実施することが必要となります。そのため、高齢者の情報の共有、それぞれの事業の共同実施や、相互に連携した活動、評価の共有等を行います。

(1)関係機関等の連携体制の整備

- 庁内の関係部署及び地域の医療関係団体等との連携を図りながら、専門職が通いの場等にも積極的に関与し、高齢者への支援を行っていきます。

(2)保健事業と介護予防の一体的な取り組みの推進

- 医療レセプト、介護レセプト、健診データ等を活用することで、疾病等のハイリスク高齢者を抽出し、保健事業及び介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康増進等に取り組みます。
- 住民主体の通いの場等に専門職が積極的に関与し、フレイル予防等の重要性について周知を図ります。

(3)健康づくりの推進

- 健康づくりに関する情報について、より多くの住民が興味をもてるようにテーマの更新など継続的に行いながら、広報かいたやホームページなどでわかりやすく提供していきます。
- ジェネリック医薬品や減塩等、住民にとって身近な問題への意識啓発を行い、楽しみながら健康に対する意識・知識が高まる機会の確保・充実に努めます。

(4)食育の推進

- フレイルを予防するために、食と栄養に関する出前講座を行うことで食に関する知識の普及・啓発に努めます。
- 健康づくりのための料理教室や、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の発症・重症化予防教室を開催し、高齢者の食を通じた健康づくりが実践できるよう継続的に取り組みます。

施策9 介護予防の仕組みづくりの推進

地域住民や関係機関との連携を図り、海田町の実情に合わせた介護予防の仕組みづくりを構築していきます。

(1)軽度認定者等に対する支援

- 自立支援型ケア会議等を通じ、地域の多職種と連携しながら海田町の軽度認定者の傾向等を把握します。
- 軽度認定者等に多い課題である栄養に係る支援方法の検討と、「フレイル予防」と連動した「食と栄養の出前講座」を管理栄養士と連携し、行っていきます。

(2)高齢者が選択できる介護予防事業の場づくりの推進

- 介護予防活動や地域活動等に参加した高齢者に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じて奨励金を支給します。
- 地域リハビリテーション広域支援センターなどの関係者と現状の把握及び今後の方向性を協議していきます。

(3)地域での居場所づくりの推進

- 地域住民主体の居場所の実態把握といきいき百歳体操の未実施地域への支援方法の検討を行います。

(4)新たな介護予防の仕組みづくりの推進

- 感染症予防のための活動自粛による要介護リスクを低減するため、スマートフォンやタブレット等の活用を推進し、自宅でもできる体操の普及に向けて取り組みます。また、インターネットを使用できる環境がない方に対し、インターネットを使用しない情報提供ツール等による支援の検討を行います。

施策10 認知症にやさしい地域づくりの推進

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って、日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

(1)地域での生活を支援する体制の推進

- 認知症に関する相談窓口である地域包括支援センターや認知症相談医(オレンジドクター)をリーフレット、広報、ホームページなどで広く周知するとともに、認知症ガイドブックを配布し、症状に応じた支援につなげます。
- オレンジドクター、地域包括支援センター、安芸地区医師会などと連携し、場面に応じた認知症の相談窓口について、住民や関係者に啓発を行います。
- 「物忘れ健診」等による、早期発見を行う仕組みづくりを構築していきます。
- 海田町周辺の認知症地域支援推進員と地域の共通課題解決に向けた連携を図ります。
- 徘徊高齢者検索ツールの活用や、海田町徘徊高齢者等SOSネットワークの運用により、認知症高齢者の安全確保を推進します。
- 認知症の当事者の視点を活用した施策を検討していきます。
- 介護サービス従事者等に対する認知症に係る必要な研修等を行うことで、地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

(2)地域の理解と地域で支え合う連携体制づくりの推進

- 認知症サポーター養成講座を小中学校や自治会等で開催し、地域で認知症について広く啓発します。
- 認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。
- 認知症カフェの運営支援や住民への周知を図ります。

施策11 介護人材の確保及び育成の推進

新規

地域包括ケアシステムの充実にあたっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取り組みを行うことが重要になります。

また、少子高齢化が進み、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組むことが不可欠になります。

(1)介護現場における業務仕分けの推進

- 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会と連携を図り、町内の新たな受け皿等の検討を行います。
- 介護専門職がより重度の方に対応できる仕組みづくり(ロールシフト)を推進します。

(2)ICTの活用の推進

- 介護現場の負担軽減のために、介護人材確保事業に係るICT化への支援を行います。

(3)在宅医療・介護従事者の人材育成

- 地域の医療・介護事業者等と連携し、計画的・積極的な人材育成(キャリアアップ)を支援します。

9 第8期計画の目標値

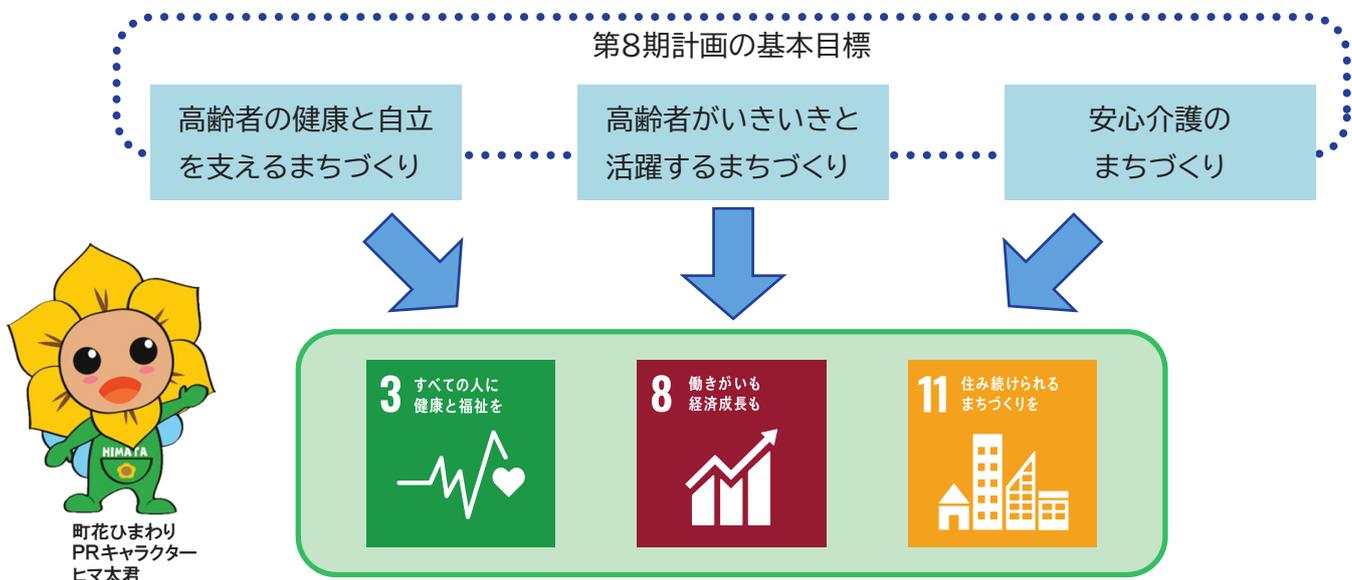
第8期計画は、計画期間を通じた取り組みによって達成しようとする目標を10項目に設定します。

指標	第7期計画			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センターの会員数	243人	248人	257人	297人	314人	332人
高齢者の居場所づくり事業の開所日数	1,846日	2,031日	1,835日	1,963日	2,100日	2,247日
高齢者活動ポイント事業の参加率 【令和3年度からの新規事業】				30%	31%	32%
いきいき百歳体操の開催箇所数	20箇所	22箇所	24箇所	26箇所	28箇所	30箇所
認知症カフェの参加者数	207人	338人	264人	420人	441人	463人
認知症サポーター養成数 (各年度養成数)	449人	564人	400人	600人	600人	600人
第1号被保険者の要支援1・2の認定率	4.1%	4.3%	4.3%	4.3%未満	4.3%未満	4.3%未満
自立支援型ケア会議でのケース検討数	41ケース	43ケース	32ケース	45ケース	47ケース	49ケース
事業者への研修会開催数	1回	2回	2回	2回	2回	2回
ケアプラン点検の実施事業所数 (実施済数)	町内全事業所	町内全事業所	町内全事業所	町内全事業所	町内全事業所	町内全事業所

※平成30年度、令和元年度は実績値
※令和2年度は見込値

■SDGsの目標達成に向けた取り組み

- SDGsはグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、目標を達成するには自治体レベルでの取り組みが不可欠です。第8期計画で定める基本目標に取り組むことは、SDGsの達成にもつながっていきます。



10 介護保険料額

中長期的な保険料の推計を踏まえながら、第8期計画の保険料を算定し、第7期計画から据え置き、月額基準額を5,862円とします。

所得段階別の第8期介護保険料額

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (円)	
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.5 (0.3)	35,172 (21,103)	
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	0.75 (0.5)	52,758 (35,172)
第3段階		第1・2段階に該当しない方	0.75 (0.7)	52,758 (49,241)
第4段階	本人が町民税非課税 (世帯の中に町民税 が課税されている方 がいる)	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.9	63,310
第5段階 [基準額]		第4段階に該当しない方 保険料額の[]内は基準月額	1.0	70,344 [5,862]
第6段階	本人が 町民税課税	前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が120万円未満の方	1.2	84,413
第7段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が120万円以上210万円未満の方	1.3	91,447
第8段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が210万円以上320万円未満の方	1.5	105,516
第9段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が320万円以上400万円未満の方	1.7	119,585
第10段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が400万円以上500万円未満の方	1.8	126,619
第11段階	前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が500万円以上の方	1.9	133,654	

※ 第1段階から第3段階の保険料の率・額の()内は、国の政策による軽減後の率・額です。

※「その他合計所得金額」とは、合計所得金額から年金所得及び譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた所得金額のことをいいます。

※「合計所得金額」は、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、その合計額から10万円を控除した額となります。



海田町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】

■発行年月：令和3(2021)年3月

■発行：海田町

■編集：海田町福祉保健部長寿保険課

住所 〒736-8601

広島県安芸郡海田町上市14番18号

T E L (082)823-9609 FAX(082)823-9627

U R L <http://www.town.kaita.lg.jp/>

E-mail chouju@town.kaita.lg.jp